会議資料2

旭川市の国民健康保険について

旭川市福祉保険部 国民健康保険課

旭川市の状況

H29まで

○ 医療費水準が高く,所得水準が低いため,保険料負担が高い。

都道府県 単位化前 ○ 保険料負担を軽減するため、市独自(法定外)に一般会計から多額の財源を繰入れ

H28:16.2億円

H29:16.2億円 (※単位化後 H30:2.8億円 R1:2.6億円 R2:2.6億円

R3:2.4億円)

北海道では・・令和6年度を目途に全道の保険料水準の統一を目指す

H30から

都道府県 単位化後

- 北海道では医療費や被保険者数を推計し、「道内のどこに住んでも同一所得であれば保険料が同じ」となるよう。 市町村毎の納付金,標準保険料率を算出。
- 市町村は納付金を集められるように道が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定



旭川市は・・

○ 都道府県単位化により所得水準の低い市町村は所得水準の高い市町村に支えられる仕組みが生まれ. これまでの市独自(法定外)の保険料負担軽減分の一般会計繰入の必要性が縮小された。

課題

○ 保険料水準統一に向けて、市独自の激変緩和や保険料負担軽減の一般会計繰入を令和6年度までに解消する ことが、平成30年度に道が策定した国民健康保険運営方針の中で示された。

毎年度における課題の対応について諮問

旭川市国民健康保険運営協議会



保険料率の算定方法や保健事業等について 新年度予算に反映

今後のスケジュール

11月中旬 道から納付金及び標準保険料率仮算定通知

12月中旬 第2回国民健康保険運営協議会へ諮問・答申

※書面会議となった場合は、諮問事項に対する回答期間を1月中旬頃までとします。

回答とりまとめの上、1月中旬以降に答申します。

1月中旬~下旬 道から納付金及び標準保険料率(一般被保険者分)の通知

※仮算定結果から大きく乖離した結果になった場合は、補足資料を追加送付します。

1月下旬 標準保険料率で算出される退職被保険者分保険料を国保連合会へ提出

2月上旬 道から令和4年度納付金及び標準保険料率(確定)の通知

3月 令和4年第1回定例会で予算案及び条例改正案を審議

6月1日頃 令和4年度の保険料率告示

平成30年4月から

新たな国保制度が始まります

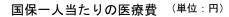
道民みんなで国保を支えます

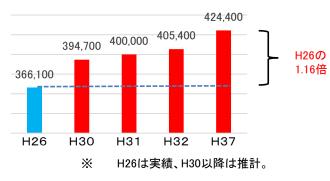


- O 道民の1/4が加入する国保。国民皆保険を支えるため、みんなで守っていきましょう。
- 平成30年4月から、市町村に加え、道も国保の運営に関わります。
- 全道で同じ水準の保険料(保険料の平準化)をめざします。

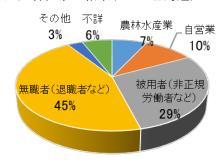
【北海道国保の課題】

- 加入者に高齢者が多く、医療費水準が高い。
- 一人当たりの医療費が年々増加、平成37年には現在の約1.16倍に。
- 所得の低い加入者(非正規労働者、年金受給者)が多く、負担が重い。





国保加入者世帯の職業(H27 北海道)



【市町村と道の新たな役割分担】

道 市町村の役割 【新】納付金を道 へ納める 【新】運営方針の策定 これまでどおり、身近な窓 市町村 口として、 ●保険料の決定・徴収 ●資格管理(保険証の 【新】保険給付の 発行など) 市町村 ●医療給付の決定・支給 費用を市町村へ ●きめ細かい保健事業 交付する 市町村 などを行う。

道の役割

新たに国保の運営に加わり、安定的な財政運営の 中心となり、

【新】市町村ごとの標準保 険料率を算定・公表 【新】事務の効率化・標準

化・広域化の推進などを行う。

【新たな国保制度の目的】

- 市町村で大きな差がある保険料を平準化し、全道で公平な負担に近づけていく。
- 市町村が抱える医療費増加リスクを、全道で分散させていく。

現

在

- ・容器の高さ(所得)が同じでも、水位(保険料率)が大きく異なる。
- ・ <u>容器が小さい</u> (ビーカー・試験管=市町村の規模)ので、水が少しでも増えると、水位(保険料率)が急激に上昇する。

〈保険料平準化〉



<リスクの分散>

H 30 \$

- ・大きな鍋(北海道)に移すと、水位は同じ(同じ所得なら保険料は同じ水準)。
- 容器が大きい(大きな鍋=北海道)ので、水が多少増えても、水位(保険料率)がわずかしか上昇しない。

~ 資料 2 - 3 ~

「北海道国民健康保険運営方針」 <統一的方針> 連携 北海道

協力

新しい制度における、国保運営の統一的な方針です。 【主な内容】

- 〇市町村が道に納める納付金の算定方法
- 〇保険料が急激に上昇しないための激変緩和措置の方法
- 〇医療費適正化の取組
- ○事務の広域的・効率的な運営の推進

社会情勢や取組の状況を踏まえて3年ごとに見直します。 (必要があれば、随時見直しを行います。)

新しい国保制度に関する疑問にお答えします!



なぜ、国保制度の見直しが必要なの?

- ○国保は医療保険ですので、市町村のような小さい単位で運営するには限界がある上に、少子高齢化や人口 減少により、地域によっては今後加入者が減り続けていくおそれもあります。
- ○また、他の医療保険と違い、市町村ごとに保険料が大きく異なっているため、北海道全体としては、公平 な加入者負担とはなっていません。
- ○そのため、運営の単位を全道に拡大し、国民皆保険の要である国保の基盤を固め、安定した制度として次の世代に引き継げるように見直します。



国保は保険料だけで支えられているの?

- ○国保の基本的なしくみでは、公費(税金)とみなさんが納める保険料とで半分ずつ負担することとなっています。国は、新たな制度において、国保に対する公費負担を拡充することとしています。
- ○実際には、公費のほかに、65~74歳までの加入者にかかる医療費に対して他の医療保険から受ける支援金など、様々な費用でまかなわれており、実質的な保険料の負担は全体の約1/4です。



北海道が国保運営に加わることで何が変わるの?

- ○市町村が保険料を集めて、医療機関に医療費を支払うという制度はそのままです。
- ○保険料を医療費の割り勘と考えると、各市町村の中で割り勘していたものを北海道全体で割り勘することになり、市町村ごとに異なっていた保険料が全道で同じ水準に近づいていきます(平準化)。
- ○そのため、今まで個別の市町村で抱えていた問題も全道の市町村で解決していく、つまりは、全道で支え 合うことになるので、国保制度が安定していきます。



北海道が国保運営に加わると、保険料は安くなるの?

- ○道は、標準的な保険料を市町村に示し、市町村が実際の保険料を決定します。
- ○これまでは、医療費や所得の状況が異なる中で、市町村が保険料を決めていたので、現在の保険料は市町村ごとに大きく異なっています。
- ○新たな制度では、全道で割り勘することになり、保険料が全道で同じ水準に近づいていきますが(平準化)、市町村によっては現在と比べて、保険料が上がったり、下がったりします。
- ○ただし、新たな制度になって急激に保険料が上がる市町村がないように、全道で支え合いながら激変緩和 措置を行います。



道内の保険料は統一されるの?

- ○新たな制度になっても、当初は、医療費や所得水準、解消すべき赤字額の違いなどにより、市町村ごとに 保険料が異なります。
- ○ただし、上記のとおり保険料が全道で同じ水準に近づいていくので、将来的には保険料水準が統一される こととなります。

各種給付の申請や保険料・保険証に関するお問合せについては、 平成30年4月以降も、お住まいの市町村窓口へおたずねください。





北海道

新たな国保制度に関するご意見・ご質問については、 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課へお問い合わせください 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号: (011) 204-5244 (直通)

E-mail: hofuku.kokuhounei@pref.hokkaido.lg.jp

~ 資料 2 - 4 ~